

技術者倫理教育における『土木技術者の倫理規定』の活用について

（社）土木学会 技術推進機構 正会員 片山功三

1. 土木学会における技術者倫理教育

土木学会では、1999年に「土木技術者の信条および実践要綱」（1938年に制定）を発展的に改訂する形で『土木技術者の倫理規定』（以下、「倫理規定」と呼ぶ。）を制定した。また、同年、定款を改正し、「土木技術者の資質の向上」を学会の目的に加えた。その方策として2001年度には「継続教育（CPD）制度」が創設された。以降、「技術者倫理」は教育分野のうちの「基礎共通分野」の重要なCPDプログラムとして位置づけられ、学会が刊行した3冊の書籍¹⁾もテキストとして活用しつつ、教育企画・人材育成委員会倫理教育小委員会や継続教育実施委員会が中心となって「倫理規定」の正しい理解とその普及を図っている。なお、土木学会における技術者倫理教育の実施状況については、以下のサイトに掲載されている。

<http://www.jsce.or.jp/opcet/cpd/rinri/rinritop.htm>

2. 高等教育機関における「技術者倫理」教育

日本技術者教育認定機構（JABEE）による高等教育機関における技術者教育プログラムの認定・審査が進んでいる。2001年度に認定を開始してから2004年度までの認定プログラムの総数は全分野で97教育機関186プログラムに上る。また、認定プログラムからの修了生は累計で約18,000人に達している。

JABEE認定・審査では、いくつか基準が定められているが、第一番目の基準（学習・教育目標の設定と公開）において修得すべき知識・能力の一つとして「技術者倫理」が挙げられている。このため、JABEEの認定・審査を受けることを計画している高等教育機関では、「技術者倫理」を取り込んだ「学習・教育目標」を設定しなければならない。そのため、カリキュラムの中に具体的にどのように「技術者倫理」を盛り込むかが課題となっており、「技術者倫理」に関する科目を新たに設けて対応している教育機関も増えつつある。

3. 技術者倫理とは

JABEEの基準では、「技術者倫理」は「技術が社会

や自然に及ぼす影響や効果、および技術者が社会に対して負っている責任に関する理解」と簡明に定義されている。

一方、土木学会の「倫理規定」では、その「基本認識」に「1.（略）しかし、技術力の拡大と多様化とともに、それが自然および社会に与える影響もまた複雑化し、増大するに至った。土木技術者はその事実を深く認識し、技術の行使にあたって常に自己を律する姿勢を堅持しなければならない。」「2. 現代の世代は未来の世代の生存条件を保証する責務があり、自然と人間を共生させる環境の創造と保存は、土木技術者にとって光栄ある使命である。」と謳われている。後者は環境倫理に配慮したものと言える。

この両者を比べると、土木学会の「倫理規定」を貫く「技術者倫理」の考え方は、JABEEの定義に加えて、さらに技術者の「自律性」に言及しており、環境倫理への配慮とともに、「道徳の起源、本質をえぐり、土木技術者の行為とその社会関係に照らしつつ、そのあるべき方向を示すもの」²⁾となっている。

4. 『土木技術者の倫理規定』の15条項の整理

「倫理規定」に盛り込まれた15条項の規定は土木技術者が仕事を遂行する上での判断の根拠となるものであり、その理解のためには全文の熟読が必要である。しかし、「倫理規定を普及させるためには、もっと倫理規定を簡素化・簡略化すべきである」といった意見が依然としてあるように、読めば読むほどその含蓄ある表現に感嘆するも、15もの項目を理解し、頭の中に見える形で格納することは必ずしも容易ではない。

ここで、改めて全文を熟読してみると、「倫理規定」の15条項は極めて適切な順序立てとなっており、いくつかの条項をグループ化すると理解が容易になることが分かった。この順序がどのようにして定められたかについては、先に紹介した書籍¹⁾などを読む限りでは、「倫理規定」制定に関わった方々が元々意図していたことかどうかを含め、判然としない。

キーワード 土木技術者、倫理規定、技術者倫理、JABEE、倫理教育、CPD

連絡先 〒160-0004 東京都新宿区四谷1丁目（外濠公園内）（社）土木学会 技術推進機構 TEL03-3355-3502

図1は「倫理規定」の15条項をその順序を変えずに単にグループ化したものである。

「使命・役割」（1～4）、「業務遂行時の心構え」（5～10）、「業務遂行時の留意点」（11～14）、そして「規定遵守・率先垂範」（15）のように比較的無理なく4つに大括りすることができる。

このように「倫理規定」の構成を理解すれば、「倫理規定」の全体像や、「倫理規定」の、倫理的な行動に関する実践的なガイドラインとしての有用性はさらに明確なものとなると確信する。

5. 倫理教育での活用

高等教育機関では、「技術者倫理」教育を進めるにあたって、講義に使える事例の収集・作成のみならず、学協会が制定した倫理綱領や倫理規定をいかに活用するかに苦慮されていると聞く。

そこで、ここで示したような構成を念頭に置いた「倫理規定」の解説や、参考資料¹⁾に所収された多くの仮想事例を活用することを提案したい。これらを総合的に活用することにより、JABEEが示す「技術者倫理」の修得に

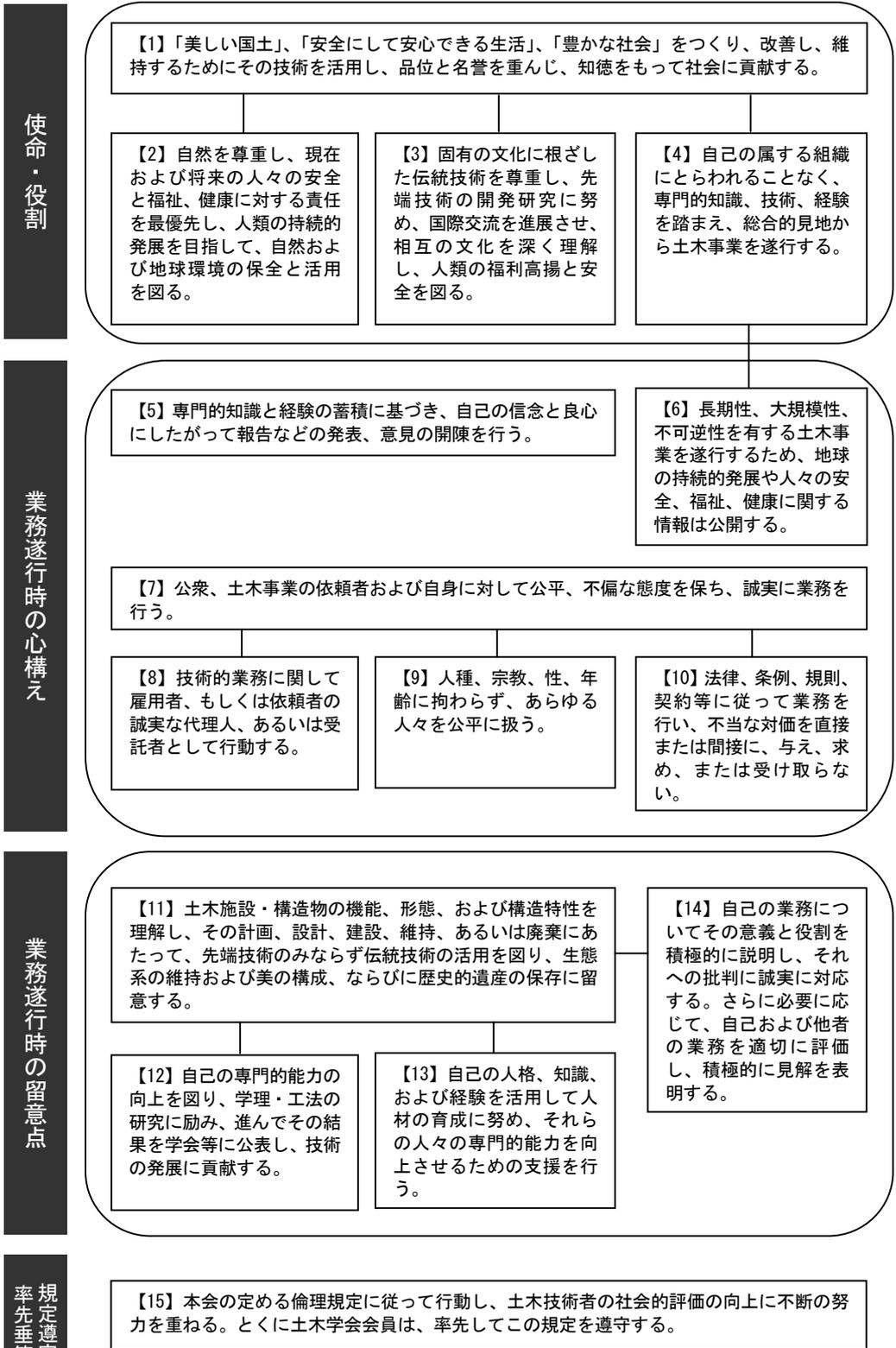


図1 「土木技術者の倫理規定」のグループ化（提案）

役立たせることができるだけでなく、一般の技術者にとっても「倫理規定」を身近なものとして感じることができるようになると思われる。

【参考資料】

- 1) 「土木技術者の倫理—事例分析を中心として」（倫理教育小委員会編、平成15年5月、丸善(株)）
 「土木技術者倫理問題—考え方と事例解説」（継続教育実施委員会編、平成17年7月、丸善(株)）
 「技術は人なり—プロフェSSIONALと技術者倫理」（倫理教育小委員会編、平成17年9月、丸善(株)）
- 2) 土木学会誌 1999年8月号「倫理規定」（土木学会倫理規定制定委員会委員長 高橋 裕）